

鳥取県告示第94号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

県営住宅の水道料金及び下水道の施設の使用料の未収金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

主事 平田 博美

主事 林原 美穂子

主事 田中 和明

非常勤職員 北嶋 喜満

非常勤職員 宮本 智子

3 委任期間

平成21年2月1日から同年3月31日まで